

住民票(写し)等の請求書

年 月 日

東京都北区長 殿

本人確認できるものを窓口にご提示又はご提出願います。

この請求書は、自己情報の開示請求があった場合、原則として開示されます。

What do you need?

何が必要ですか	1 住民票の写し (世帯全員・一部)	通	2 除票	通
	3 改製原住民票	通	4 不在住証明書	通
	5 記載事項証明書・年金現況届	通	6 閲覧	通

Who is here to apply?

窓口に来られた方はどなたですか	住所			
	フリガナ			
	氏名	電話		
	(印) ※本人が署名された場合、印鑑は不要です。			
	<input type="checkbox"/> 本人または本人と同じ世帯の方 <input type="checkbox"/> その他の方 () ※委任状等が必要です。 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 疎明資料			
住所 (所在地)	電話			
氏名 (名称)	社印	(印)		
※請求者が法人の場合は、上記に社印・代表者印の押印が必要です。				

Whose certificate do you need? Please circle the appropriate items.

どなたが必要ですか	住所	同上	丁目	番	号						
	フリガナ										
氏名	同上	生年月日	明治	大正	昭和	平成	令和	西暦	年	月	日
	世帯主・続柄 のせる・のせない										
住民票の内容について ○印をつけてください	日本人の方					外国人の方					
	本籍・筆頭者氏名 のせる・のせない					国籍・地域		のせる・のせない			
	個人番号 のせる・のせない					第30条45規定区分 在留資格・在留期間等・在留期間等の満了日 在留カード等の番号 のせる・のせない					
	(個人番号を記載した証明書の提出先等は、法律により行政機関等に限定されています。)										
※プライバシー保護のため、第三者による請求及び指定のない場合は省略します。											

For what/where to submit

使いみちと提出先	<input type="checkbox"/> 運転免許証用 (取得、住所変更) <input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> 契約 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> 都営住宅 <input type="checkbox"/> 公的年金申請用 (国民、厚生、各種共済、その他) <input type="checkbox"/> 児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 入国管理局 <input type="checkbox"/> 大使館 <input type="checkbox"/> 戸籍届出 <input type="checkbox"/> その他 []									
	上記の請求理由以外には使用しません。 提出先 []									
※公的年金等、手数料が無料になる場合がありますので、ご記入をお願いいたします。										

裏面をお読みください。

以下職員記入欄

個人履歴	係長	交付者	受付者	*本人確認	300	住諸 通
				<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 住基カード <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 運転免許証 (経歴証明書) <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 社員証 <input type="checkbox"/> 学生証 <input type="checkbox"/> 診察券 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> キャッシュカード <input type="checkbox"/> 聴聞 ()	500	
					免除	
					(公的年金等)	

〔住民票の写し等の請求の際の注意〕

1. 住民票の写し等の交付を請求できるのは以下の場合です。
 - ① 本人または本人と同一世帯に属する方による請求（住民基本台帳法第12条）
 - ② 国・地方公共団体の機関による請求（住民基本台帳法第12条の2）
 - ③ ①②以外の場合で、住民票の記載事項を確認する正当な理由がある方による請求（住民基本台帳法第12条の3）

2. 不当な目的によることが明らかな請求には、応じられません。
（住民基本台帳法第12条第6項）

3. 請求の際は、窓口に来られた方の本人確認書類をご提示またはご提出いただきます。
（住民基本台帳法第12条第3項、第12条の3第5項）

4. 代理人が請求するときは、「委任状」が必要となります。
（住民基本台帳法第12条の3第6項）

5. 第三者が請求するときは、「請求理由を明らかにする資料」が必要です。
（住民基本台帳法第12条の3第4項）

6. 偽りその他不正の手段により、住民票の写し等の交付を受けたときは、30万円以下の罰金に処せられます。（住民基本台帳法第46条第2号）